

請願第70号

請 願 書

平成30年12月5日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市安積町荒井字柴宮山55-75

郡山民主商工会

会 長 七 海 実

紹介議員 蛇 石 郁 子

高 橋 善 治

飛 田 義 昭

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

〔請願趣旨〕

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。大規模な自然災害も相次いでいます。自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

ところが安倍首相は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行うと表明しています。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に提出すること。

請願第71号

請 願 書

平成30年12月5日

郡山市議会議長
佐藤政喜様

郡山市島2-9-18
県中高齢期運動連絡会
会 長 西 沢 岩 蔵

郡山市島2-9-18
郡山医療生活協同組合
理 事 長 坪 井 正 夫

郡山市小原田2-23-15
郡山年金者の会
会 長 遠 藤 孝 子

紹介議員 岩 崎 真理子
橋 本 幸 一

後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願

〔請願趣旨〕

今日の高齢者は、戦後に荒廃した社会を復活させ、その後の経済発展の支え手となり高度経済社会を作り上げてきました。70年代には、憲法と地方自治の原則を活かし、各地の地方自治体に於いて社会保障制度の充実が進み、高齢者の医療費無料が実現し、その下で我が国は世界一の長寿国と呼ばれるようになりました。

今は、年齢で差別する後期高齢者医療制度に加入を強制され、「特例軽減措置」も廃止されました。一方、生活を支える唯一の公的年金は減らされ続け、年金収入が生活保護基準を下回る世帯が3割に迫っています。高齢になっても働きつづけなくてはならず、わずかな貯蓄を取り崩して生活しています。保険料も年々引き上げら

れ、生活苦は限界を超えています。医療費の自己負担の2倍化は医療機関の利用を大きく阻害します。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

75歳以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げをしないこと。

請願第72号

請 願 書

平成30年12月6日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

郡山市麓山一丁目1-1
福島県職員退職者会郡山支部
支部長 古川孝雄

紹介議員 蛇石郁子
岩崎真理子
今村剛司
飛田義昭

相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める請願

〔請願趣旨〕

6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨、9月の台風21号・24号や北海道胆振東部地震など、全国各地で災害が相次ぎ、甚大な被害をもたらしました。多くの死者、安否不明者が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方もおります。また、家屋の倒壊や土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道始め交通機関への影響なども生じました。被災地域の復旧・復興に万全を期し、被災者の方々が一日も早く安心して生活できるよう、全力をあげることが求められています。

被災自治体は早期の復旧・復興、被災者支援に向け、全力で取り組んでいますが、多額の経費、労力、専門的知識が必要です。

ようやく第197回臨時国会が始まり、一連の災害の被災地の復旧・復興や、公立小中学校等へのエアコン設置、ブロック塀改修等に対応し必要な財政措置を講ずるための2018年度補正予算案が提出されました。補正予算案では被災地の復旧・復興に7,275億円、公立小中学校等の施設におけるエアコン設置、ブロック塀改修等の対応に1,081億円、さらに今後の災害対応等を勘案した予備費の追加に1,000億円を計上しています。しかし、被災自治体の具体的な復旧事業に対し、国が負担すべき補助金が増えたための措置にすぎません。また、予備費も緊急的な支出にすぎず、翌年

度への繰り越しが認められないこともあり、使い勝手が悪い点も否めません。

したがって、国においては、相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要であり、以下の事項について全力で取り組まれるよう強く要望します。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 被災自治体の要望を踏まえ、第二次補正予算案を早急に編成すること。
- 2 被災自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について、十分な財政支援を講じること。特に特別交付税は地方交付税総額の6%の上限枠が設定されており、特別交付税の総額がそのままでは、被災自治体のおおのこの配分が大幅に減りかねない。復旧・復興に財政上の支障が生じないように、特別交付税の特例的な増額や別枠措置、東日本大震災に係る震災復興特別交付税のような通常の特別交付税とは異なる特例を設けるなど、積極的な財政支援を行うこと。

請願第73号

請 願 書

平成30年12月6日

郡山市議会議長
佐藤政喜様

郡山市咲田一丁目2-1
咲田ハイツ1号館105
公益社団法人全国運転代行協会
理事兼福島県支部長 宗形 三彩史

紹介議員 箭内好彦
近内利男
飛田義昭
小島寛子

郡山市の運転代行業に対する条例制定を求める請願

〔請願趣旨〕

警察庁及び国土交通省は平成14年6月に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行以降、自動車運転代行業の業務の適正化について諸施策を講じてきました。しかしながら、違法行為を行っている業者は多く、随伴用自動車（自動車運転代行業者が利用者に代わって運転する自動車の随伴に用いられる自動車をいう。以下同じ。）による白タク行為等の悪質な違法行為を根絶するための改善等に向けて、「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」も講じられていますが、郡山市内では、運転代行業者による白タク行為、白タク類似行為、利用者による要求行為は後を絶ちません。また、無認可、無保険、無免許が疑われる業者も見受けられます。

特に多いのは、郡山市駅前地内（うすい百貨店前、陣屋内）、アーケード内、朝日町市道にて道路上待機している随伴用自動車に利用者が声をかけ、自身の車が駐車してある場所まで乗せて行ってほしいと声をかける行為です。

随伴用自動車に乗る事は、万が一の交通事故の際、十分な補償が受けられない可能性があります。

市内、市道において、容易に駐停車、待機し営業できる環境が、違法行為、違法業者の温床となっている部分は否めず、抑止する環境整備が必要と考えます。

このことは、運転代行を利用する市民の生命と財産を守り、交通環境の改善、法を順守して営業している適正事業者をも守ることになります。

以上につきセーフコミュニティ認証を取得し市民の安全・安心への取り組みをしている郡山市として、運転代行業者に対する市独自の対策を早急にしていただきたく、以下の事項についてお願いいたします。

[請願事項]

- 1 市条例を制定し罰則等を設けた上、郡山市内の地域、道路等を指定して運転代行業者の道路上待機（客待ち行為等）を禁止すること。
- 2 運転代行業者の有料待機場所を確保し、協会県支部と共に管理監督運営を行うこと。また同支部と共に、街頭広報、客待ち行為防止指導活動、パトロール活動を共に行うこと。

請願第74号

請 願 書

平成30年12月6日

郡山市議会議長
佐藤政喜様

郡山市若葉町4-17
オリーブシェイドA202
苅米有希子

紹介議員 箭内好彦
蛇石郁子
岡田哲夫
飛田義昭
七海喜久雄

母子生活支援施設、および母子・父子福祉センターの支援充実を求める請願

〔請願趣旨〕

郡山市は平成30年6月、母子生活支援施設を平成31年度に廃止し、母子・父子福祉センターを移設する旨を発表しました。

日本国中で、貧困、DVなどによる母子家庭が増えている現状を踏まえて、母子ともに、健康で健やかな生活を送るには、母子生活支援施設を廃止すべきではないと考えます。この施設は児童福祉法第38条に基づく施設で、「配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の看護すべき児童を入所させる」という施設です。

現在、全国に227か所設置され、10年前と比較すると80か所が減っています。しかしこれらはみな、自治体がやっている施設で、施設建物の老朽化のため新たに造ることをしないでそのまま廃止になっているというのが現状です。利用者のニーズを把握し、機能の充実を図り、地元で、友人知人、家族、支援者などの力を借りながら自立した生活をおくるためには、なくてはならない施設と考えます。

県の「女性のための相談支援センター」とはその設立趣旨、支援内容が違います。

地元で、子どもと一緒に自立をめざして暮らしをたてていくためにも存続が必要です。

また、郡山市の母子・父子福祉センターは、福島県内でただ1か所の施設です。ひとり親世帯の保護者とその子どもたちが、地域社会で孤立することなく、必要な情報や知識を得て、悩みや不安を分かち合い、励まし合いながら交流を深めることによって、豊かに安心して暮らしていくためのセーフコミュニティの機能を担っています。

子どもの安全・安心な暮らしと健全な育成には、子どもを単独で支援するのではなく、保護者を含めた包括的な支援が必要なことは言うまでもありません。貧困、学力格差、虐待、食の不安など環境や状況の違いによって子どもの暮らしや生き方に格差が生まれられないような支援システムの再構築を要望します。

講座開催などについても、ニーズを把握し、集まりやすい曜日、時間帯、内容を考えて運営していけば利用者も増えると考えます。

「あそこに行けば大丈夫」といわれるような、充実したワンストップセンターとして機能してほしいと考えます。

つきましては、以下の事項についてお願いいたします。

[請願事項]

- 1 郡山市母子生活支援施設を廃止するのではなく、時代に合ったニーズを把握し、当事者の心身に寄り添い、きめ細やかな支援ができる運営体制や施設のあり方を真摯に検討すること。
- 2 母子・父子福祉センターの運営は、ひとり親家庭が利用しやすく、充実した相談ができる体制を整え、子どもと保護者が安心して集える施設とすること。

請願第75号

請 願 書

平成30年12月6日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

郡山市喜久田町字赤沼向4-5

I 女性会議郡山支部常任委員会

渡部衣子

紹介議員 蛇石郁子

岡田哲夫

今村剛司

飛田義昭

被災者生活再建支援法の改正を求める請願

〔請願趣旨〕

大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、北海道地震など、大規模な自然災害が頻発しています。こうした中、被災した住民の生活再建を支援していく制度を拡充することは、喫緊の課題です。

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給する被災者生活再建支援法は、1998年5月に成立し、1999年から適用が開始されました。これまで、2004年、2007年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られ、概ね現行制度に至り、今年で20年目を迎えます。

しかしながら、同一の災害で被災したにもかかわらず、災害規模の要件が当てはまらず適用対象外となり被災者間に不均衡が生じている事例や、住宅の建設・購入・補修費など多額の支出を要する住宅の再建に現行の支給額では不十分といった問題など、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りとなっています。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引き上げ、被災者生活再建支援金全体の最高額を300万円から500万円に引き上げること。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置（起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%）を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

請願第76号

請 願 書

平成30年12月6日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

郡山市静町62-22

福島県退職教職員協議会郡山支部

支部長 大越博邦

紹介議員 蛇石郁子

岡田哲夫

今村剛司

飛田義昭

教育の無償化・負担軽減に関する請願

〔請願趣旨〕

少子高齢化や人口減少の急速な進行は、社会の発展に必要な活力を減退させ、将来の国民生活に深刻な影響をもたらすこととなるため、安心して子どもを産み育てる環境整備が重要な課題となっています。一方、次代を担う若い世代に非正規雇用者が増える中、子育て中の世代に幼児教育・高等教育にかかる負担が大きく、この経済的な問題が少子化の大きな原因の一つともなっています。

こうした中、政府は、貧困の連鎖を断ち切り格差の固定化を防ぐとともに、少子化対策を進めるため、「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、「人づくり革命の実現と拡大」として、教育の無償化・負担軽減に向けた取り組みを進めようとしています。

教育の無償化・負担軽減には、地方が重要な役割を担う施策が含まれており、国と地方の役割分担や負担のあり方について、地方との十分な協議を経ながら、充実した制度を早期に確立するとともに、国の責任において実施に必要な財源を確保することが必要です。

したがって、国に対し、以下の事項について全力で取り組まれるよう強く要望し

ます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 3歳から5歳までの全ての子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する「幼児教育の無償化」の制度の詳細を検討するに当たっては、システム改修等、地方公共団体における実務への影響も踏まえ、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。あわせて、国の責任において、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。また、保育需要増加への対応や処遇改善等による保育士の安定的確保等の必要な措置についても、国の責任において所要の財源を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援のさらなる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保すること。
- 3 「高等教育の無償化」について、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について、所得が低い家庭の子どもに限って無償化を実現するとされているが、対象者を限定することのない普遍的な制度とするとともに、学問・研究の自由への侵害や大学の自治への介入とならないようにすること。地方公共団体を通じて実施する場合には、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。
- 4 「私立高校の授業料の実質無償化」の制度の詳細を検討するに当たっては、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。あわせて、国の責任において、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。